平成２５年（フ）第７０４号
静岡市葵区山崎１丁目７番地の５　コーポ昴103号、旧住所静岡市駿河区中島540番地の１セジュールオキツＡ―201号
債務者　興津　福恵
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０５号
静岡市葵区山崎１丁目７番地の５　コーポ昴103号、旧住所静岡市駿河区中島540番地の１セジュールオキツＡ―201号
債務者　興津　彰代
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１６号
北海道恵庭市白樺町２丁目７番12―201号
債務者　澤田　美和（旧姓渡部・池本）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８７号
札幌市清田区清田２条２丁目16番40号　ハイネス22ＰＡＲＴⅠ―203号
債務者　佐藤　國夫
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４７号
札幌市東区東雁来９条２丁目16番７―103号
債務者　新谷　順司
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４８号
札幌市東区東雁来９条２丁目16番７―103号
債務者　新谷真佐子（旧姓岩山）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１５号
札幌市東区北45条東13丁目１番25号　ラフォーレ48―103号
債務者　中島　初男
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４８号
北海道石狩市花川北２条５丁目３番地
債務者　風上さやか（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６６号
札幌市北区新川西２条４丁目１番10号
ビューシャトーⅡ202号
債務者　野崎香緒里（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１７号
札幌市中央区北６条西19丁目１番地３　エーコー北６ハイツ401号
債務者　有田　秀哉
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２０号
札幌市白石区菊水５条１丁目８番14―502号
債務者　小原　重治
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２３号
札幌市中央区北３条西27丁目２番１―211号
債務者　平野　壽博
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３３号
札幌市清田区平岡１条６丁目１番20―806号
債務者　宮城島夕月（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３４号
札幌市白石区平和通15丁目北８番16―102号
債務者　北原　優香
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４７号
札幌市白石区東札幌５条２丁目８番27号　パール東札幌マンション１階７号
債務者　石黒千恵子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６２号
札幌市北区篠路６条７丁目１番37号　ファイブスター篠路Ｂ―５号
債務者　木村美津子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６５号
札幌市東区北45条東８丁目２番25号　グレーハウス多田203号
債務者　八幡　里紗（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部